

令和7年度 新温泉町中小企業等支援制度について

新温泉町では、地域活性化及び雇用の促進を図るため、次のような支援制度があります。ぜひご利用ください。

■問合せ先 新温泉町役場 商工観光課 TEL0796-82-5625

◆中小企業振興資金制度融資

対象事業者	融資条件				
	融資区分	用途	利率	融資期間	問合せ
町内に1年以上居住し6か月以上事業実績を有するもの又は町内に事業所を有し1年以上の事業実績を有するもの	短期	運転・設備	1.60%	1年以内	商工観光課 又は 町内金融機関等
	長期	運転・設備	1.70%	5年以内	
1.90%			10年以内		
町内で新たに事業を開始するもの又は創業後1年以内のもの	創業	運転・設備	0.90%	10年以内	

※融資限度額は2,000万円とする。各融資は併用可能であるが、一つの事業所への融資限度額は2,000万円とする。ただし創業資金は別枠で2,000万円とする。

◆中小企業利子補給制度

対象者	回数	補給率	問合せ
平成25年4月以降に新温泉町中小企業振興資金融資制度又は(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の利用者	3回	1/2 ~ 3/4 ※町が定める各種事業計画、証明を受けた方は、新たに3回(計6回)申請可能	商工観光課

※対象の利子支払期間は1月1日~12月31日までとし、申請は翌年の1月から2月末までとする。同一年度内の申請は1回とする。

◆新温泉町中小企業奨学金返済支援事業補助金制度【新規】

対象者	期間	補給率	問合せ
(1) 町内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。 (2) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金(以下「協会補助金」という。)の交付決定を受けていること。 (3) 町税を滞納していないこと。	対象従業員1人につき 最長5年間	企業の支援総額から協会補助額を差し引いた額の2分の1(上限3万円)	商工観光課

◆企業立地促進制度

対象企業	企業立地助成金	雇用促進奨励金	問合せ
新設の場合は、投下固定資産額3,000万円以上かつ常用従業員数5人以上。 増設の場合は投下固定資産額2,000万円以上かつ常用従業員数3人以上。	投下固定資産に賦課された固定資産税額に相当する額を5年度間交付	営業開始から1年以上雇用された常用従業員1人につき年額20万円を5年度間交付。1年度間に交付する額は600万円を限度。	商工観光課

◆地域資源活用促進事業

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
町内の事業所で、町内の食材を活用した食品加工に係る新商品の開発を行うもの	謝金、旅費、原材料費、機械設備費、使用料及び賃借料、委託料、広告宣伝費、備品購入費、負担金等	1/2	上限50万円	商工観光課

◆地域経済循環創造事業交付金事業

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施する事業者	施設整備費、機械装置費、備品費	1/2	上限2,500万円	商工観光課

◆起業支援補助金制度

対象者	対象経費	補助率	補助金額	問合せ
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で新たに起業するもの ・現在経営している業種と異なる業種の事業を開始するもの ・町外の事業者で、町内で新たに事業所を設置し事業を開始するもの ・事業を開始した日から5年以上町内に定住し、事業を継続する意思のある者 	事務所開設に係る経費、備品購入費、広告宣伝費	1/2 対象経費 50万円以上	上限50万円 ※転入者は 上限100万円	商工観光課
	商工会に加入した方で3か月以上の空き店舗又は空き家バンク登録物件を活用した場合の賃料	1/2	上限月額3万円 (2年間)	

※転入者：転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、転入日以後3年未満の方又は地域おこし協力隊員及び隊員であった方で任期満了後1年未満の方

◆空き家リフォーム事業

対象者	対象経費	空き家バンク 物件登録目的	補助率	補助金額	問合せ
町内に空き家を有する方で、空き家バンクに登録又は工事終了後1か月以内に登録する方又はその住宅を利用する方	水回りの改修、サッシ等の交換、クロス張替、オール電化、屋根、外壁、家屋のクリーニングなど50万円以上のもの	賃貸	1/2	上限100万円	商工観光課
		売買 賃貸・売買	1/10	上限50万円	
	家財道具処分に係る経費	1/2	上限10万円		

◆ふるさと就職奨励・定住促進交付金事業

対象者	補助金額	問合せ
40歳未満の転入者又は新規卒業者で、転入又は卒業後1年以内に町内に事業所を有する企業に就職した方	10万円(2か年に分割して支給) ※雇用期間1年を経過するごとに5万円を支給	商工観光課

※転入者：転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、転入日以後1年以内の方

◆新温泉町中小企業働きやすい職場づくり支援事業補助金制度【新規】

対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	上限額	問合せ
(1) 町内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。 (2) 過去に本補助金の交付を受けた者でないこと。 (3) 町税を滞納していないこと。	【施設整備支援事業】 ・女性用の洋式トイレ、更衣室を新設。 男女別の社員用休憩室、シャワー室を新設。 ・男女共同トイレ又は更衣室を男女別に分ける改修。 ・既存の女性用トイレを和式トイレから洋式トイレに改修 ・既存のトイレを非水洗トイレから水洗トイレ(洋式)に改修。 ・男女兼用トイレを多機能トイレに改修。	新設又は改修に要する経費(ただし、備品のみ購入は対象外とする。) ※委託工事の場合 対象経費は資材費、工賃を含む。 ※自社工事の場合 対象経費は資材費のみ。人件費等は対象外。	補助対象経費の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数切捨て)	50万円	商工観光課
	【制度整備支援事業】 就業規則及びこれに準ずる規程等の作成又は変更	作成又は変更を行うために必要な社会保険労務士に対する報酬等(ただし、顧問料及びこれに準ずる経費は除く。)		10万円	